**プライバシーマーク付与適格性審査申請書類について**

**※この申請書類は、「ＪＵＡＳ（一般社団法人 日本情報システム・ユーザー協会）」に申請する事業者用です。**

プライバシーマーク付与適格性審査申請書類（【申請様式1更新】～【申請様式9更新】）の作成につきましては、**以下の注意事項を必ずお読みください。**

**【書類作成上の注意事項】**

**・申請書類一式は、プライバシーマーク会員マイページにログインし提出いただきます。 紙での申請は受付できません。**

**・申請様式は審査機関ごとに異なります。JUASのホームページからダウンロードした申請様式をご利用ください。**

**・申請書類に不備があった場合、再提出をお願いすることがあります。**

**・プライバシーマーク申請に関係のない書類が混入していないかご確認ください。**

**・前回審査から今回の申請までの間に合併・分社等があった場合、別途報告書の提出が必要となります。詳しくはホームページの「合併・分社等による組織変更」でご確認ください。**<https://www.juas.or.jp/privacymark/application/soshiki/>

１．全ての書類について

（１）ファイル形式、用紙サイズについて

**・各申請様式、定款：WordまたはPDF（A4縦型）**

**・登記事項証明書： PDF（A4縦型）**

**・規程・様式等：Word、ExcelまたはPDF（サイズは問いません）**

**※ファイルを圧縮したり、パスワードを付けないようにご注意ください。会員マイページでは複数の個別ファイルを、一度にアップロード可能です。**

（２） 年月日は西暦でご記入ください。なお、添付資料等として、既存の和暦で表記された社内資料を

代用される場合、西暦に修正する必要はありません。

２．【申請様式1更新】プライバシーマーク付与適格性審査申請書①及び②のチェックについて

1. 申請資格については、条件を満たしていることをご確認のうえ、各条件の□に「✔」を入力してください。**全ての条件を満たしていない場合は、ご申請を受付けることができません。**
2. 審査機関については、該当する方の□に「✔」を入力してください。
3. 【申請様式1更新】プライバシーマーク付与適格性審査申請書②のNo.1～No.14については提出が必須の書類です。提出される書類については、そのチェック欄に「✔」を入力してください。
4. **前回の付与契約の締結後に事業者概要の変更（※注）があった場合、**【申請様式1更新】プライバシーマーク付与適格性審査申請書②の**No.15「登記事項証明書」の提出が必要となります。**

　※注：資本金額、役員構成の変更（代表権のある役員が複数名登記されている事業者において、前回の付与契約の締結時とは別の代表者に変更する場合も含みます）、合併・分社があった場合。なお、この他に必要に応じて、以下の①～③を提出いただく場合があります。

① 【申請様式1更新】プライバシーマーク付与適格性審査申請書②の書類No.16「定款」を提出していただく法人

株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等のような、定款の作成が法により義務付けされている団体

②「寄付行為」を提出していただく法人

財団である医療法人、学校法人及び私立学校法64条4項に基づく法人、財団である職業訓練法人のような、寄付行為の作成が法により義務付けられている法人

③「団体の運営について定めた規程」を提出していただく法人

定款、寄付行為のどちらも作成が法により義務付けられていない団体

※当団体については、団体の運営を定める規程（多数決の原則が行われ、構成員の変更にも係らず団体そのものが存続し、代表の方法・総会の運営・財産の管理その他団体として主要な点を確立していること等を含む）を定款または寄付行為に替わるものといたします。

（５）【申請様式1更新】プライバシーマーク付与適格性審査申請書②のNo.13、No.14を事前に提出していただくのは、現地審査の実施前にPMSの一部を審査員が確認することで、現地審査でのより適切・効率的な審査を実現することを目的としています。

（６）自社の子会社や支店を含むEU域内の事業者から移転された「EU域内にいる個人の個人情報」を

日本国内において取り扱う事業者におかれましては、「EU域内に拠点を有している事業者より

移転された個人情報を取り扱う事業者様へのアンケート」にご回答願います。

EU域内の自社の子会社における従業者情報を日本国内に移転するなどのように、当該個人情報を日本国内で取り扱う事業者は、「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」J.1.3（法令、国が定める指針その他の規範）に係る補完的ルールを参照できる手順を確立し、自らが定めた手順（ルール）に基づきPMSを運用する必要がございます。なお、当該個人情報を取り扱わない事業者におかれては、特に対応していただく必要はございません。

※詳細については、以下をご参照ください。

・「[十分性認定に関する補完的ルールへの対応について](https://privacymark.jp/guideline/operation/suppl_rules/index.html)」

３．【申請様式1更新】から【申請様式9更新】の各書類においても、【書類作成上の注意】をご案内しておりますので、必ずお読みいただいたうえで作成してください。

以上